

別表第1

職員が「主たる扶養者」として認定される場合の基準

職員と被扶養者との関係	他の扶養義務者の状況		認定内容			
同居	収入 130 万円以上の他の扶養義務者がいる	当該他の扶養義務者は全員、被扶養者と同居していない	認定			
		当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているものがある	「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」より費用負担が多い場合のみ認定			
	収入 130 万円以上の他の扶養義務者がいない		認定			
別居	収入 130 万円以上の他の扶養義務者がいる	当該他の扶養義務者は全員、被扶養者と同居していない	被扶養者が子	当該他の扶養義務者より費用負担が多い場合のみ認定		
			その他	第4条2項に基づき認定		
		当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているものがある	被扶養者が子	仕事の都合による別居	「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」より費用負担が多い場合のみ認定	
	その他			認定しない（注2）		
	収入 130 万円以上の他の扶養義務者がいない		その他	認定しない（注3）		
			被扶養者が子	費用負担していれば認定		
収入 130 万円以上の他の扶養義務者がいない		その他	第4条2項に基づき認定			

（注1）費用負担には扶養義務者と被扶養者が共同で利用するものにかかる費用など、負担額が判明できないものは含まない。なお、送金は含む。

（注2）ただし、「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」の収入が260万円未満の場合は、「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」より費用負担が多い場合のみ認定。

（注3）ただし、「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」の収入が260万円未満の場合は、第4条第2項に基づき認定する。